

岩手県告示第80号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第1項の規定により、同条例第5条第1項の規定による届出について次のとおり意見を述べた。

平成25年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 イオンタウン株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）イオンタウン釜石 釜石市港町二丁目51番41
- 3 意見の概要 車両の入退店に伴う交通渋滞が予測されることから、関係機関と十分協議の上、適切な入退店経路の設定、案内表示看板の設置、交通誘導員の配置、公共交通機関の利用促進など周辺の交通渋滞発生を回避する措置を講じること。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成25年2月8日から同年3月8日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに釜石市役所、大船渡市役所、遠野市役所、住田町役場及び大槌町役場